

各り災申告書の受理に係る注意事項

- 1 受理できるり災申告書は、消防機関が火災によるり災状況を確認したものに限られます。
- 2 り災申告書を受理する際に火災調査の結果と大幅に相違していると認められる場合は、修正を求めることがあります。
- 3 り災申告書の申告人欄に押印の要はありません。
- 4 誤記は二重線で修正してください。
- 5 消防機関による火災損害調査の範囲にり災による間接的な損害が含まれないため、消火器の詰め替え代等は申告書に記載しないでください。
- 6 り災申告書はり災した日又は消防機関が火災を覚知した日から起算して概ね7日以内に大島町消防本部まで提出してください。